(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A	一九・〇〇～八五・〇〇（メートル）	三〇・一三四（キロメートル）
		C	四・五〇〇～一〇・〇〇～一五七・三〇〇	九・〇三二
		B	二四・〇〇四	
	後	B	一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四
		A	四・五〇～一五七・三〇〇	三三・八〇〇

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十二日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	野間　修
変更後	平岡　博

(2)　変更年月日

平成二十五年五月二十五日

○近畿地方整備局告示第百七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月二十二日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構プラン21

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	大北與志二
変更後	熊谷　信樹

(2)　変更年月日

平成二十五年六月三十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大北與志二、亀井　孝則、田中　宣男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年六月三十日

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡森町字鷲ノ木町一三八番一〇から同町字鷲ノ木町一三九番一まで	前	二二・〇三～六二・九六（メートル）	〇〇・〇六一（キロメートル）	
	後	二二・〇八～二四一・〇九	〇〇・〇〇五	
北海道二海郡八雲町東野八二二番一地先内	前	一四一・〇九～一四六・四二	〇〇・〇〇五	
	後	一四一・〇九～一四六・四二	〇〇・〇〇五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
小樽市忍路一丁目一五二番一から同市桃内一丁目九〇番一まで	前	B	九・〇〇～一四七・五六（メートル）	二・四七六（キロメートル）
		A	二〇・五〇～一四八・三〇	二・六五七
	後	B	九・〇〇～一四七・五六	二・四七六
		A	二〇・五〇～一四八・三〇	二・六五七
小樽市桃内一丁目九〇番一から同市塩谷一丁目六一三番一まで	前	A	九・〇〇～一二二・六〇	一・五八五
	後	B	九・〇〇～一二二・六〇	一・五八五
		A	一六・九二～六六・九六	一・五九三

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
石狩市厚田区厚田三四番九から同市厚田区厚田三四番一まで	前	二七・六四～二七・六九（メートル）	〇〇・〇〇五（キロメートル）	
	後	二七・六四～三九・二七	〇〇・〇〇五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号